

守口市人権行政基本方針

(改訂版)

令和3(2021)年2月

守口市

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 人権をめぐる動向について

1 国際的には	2
2 日本では	5
3 大阪府では	6
4 守口市では	7

第2章 人権行政の基本的な考え

1 基本理念	8
2 人権行政の視点・留意点	8

第3章 市民とともに進める人権のまちづくりへ

1 人権教育・啓発の推進	10
2 システムの構築とネットワークの形成	11
3 目標の明確化と総合的な施策推進及びその評価	11
4 人権問題の調査・現況把握	12
5 市民、地域との協働体制	12

第4章 取り組むべき主要課題

1 女性の人権	13
2 子どもの人権	15
3 高齢者の人権	16
4 障がい者の人権	17
5 同和問題（部落問題）	18
6 在日外国人問題	20
7 性的少数者の人権	21
8 さまざまな人権問題	22

第5章 庁内の推進体制

1 総合調整機能の充実	22
2 組織体制の構築	23
3 職員の人権意識の向上	23

資 料

- ・ 守口市人権尊重のまちづくり条例
- ・ 守口市人権尊重のまちづくり審議会規則

はじめに

守口市では、市民一人ひとりが快適で安全に暮らすことができ、人と人とのあたたかいふれあいがあり、魅力ある定住のまち守口の実現をめざし、市民と行政が一体となって市民協働のまちづくりを総合的に推進しています。

時代の潮流を的確に捉え、市民の立場で個性が生かされるまちづくりを展開するため、すべての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまち守口の実現に向けた人権尊重の視点に立った行政の運営が不可欠です。

『守口市人権行政基本方針』は総合基本計画（案）で規定されている市民一人ひとりが21世紀にふさわしいゆとりと豊かさを感じ、安心して幸せにいつまでも住み続けたいと考えるまち「もりぐち」の理念を尊重し、すべての行政分野における人権施策の基本となる指針です。

守口市人権尊重のまちづくり条例（2004年4月施行）では、市の責務を規定していますが、流動化する社会状況のもと新たな人権問題も生起し、解決しなければならない様々な人権課題が山積している現実があります。

本市では、この現実をも踏まえた人権行政を確立し、自治体としての責務を果たしていくため、2008年4月に『守口市人権行政基本方針』を策定し人権施策を推進してきました。

しかしながら、その後、国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進、性的少数者や感染症関係者に対する人権問題など人権を取り巻く状況は大きく変化していることから、この社会情勢の変化に対応するため、この度、『守口市人権行政基本方針』を改訂するものです。

この「守口市人権行政基本方針」は「守口市同和行政基本方針」及び「守口市人権教育基本方針」並びに「人権教育のための国連10年守口市行動計画」を基に立案、今後、実行していく人権施策各般の基本となる方針と位置づけ、市民・事業者ら共に、すべての人の人権が尊重されるまち「もりぐち」を目指します。

令和3年2月

守口市長

西端 勝樹

第1章 人権をめぐる動向について

1 国際的には

「戦争の世紀」と言われた20世紀を経て、21世紀も既に20年の歳月が過ぎました。「人類すべての願いである平和な生活と限りある資源の尊重、そして安心して暮らすことができる地球環境の保全」の実現に向け、国連を中心に人権教育のための世界プログラム等、世界的規模でその取り組みが進められています。

しかしながら、現実には武力による民族紛争、大規模な地域戦争、未曾有の災害、貧困や差別、さまざまな人権侵害が日常茶飯事のように生起している事実。「目をそむけ」てはなりません。

過去における幾多の悲惨な戦争経験を教訓とし、「戦争こそ最大で最悪の人権侵害である。」との反省から、世界の平和を維持するための機関として「国際連合（1945年10月発足）」が組織され、1948年12月の第3回総会で、人権および基本的自由の普遍的な尊重と遵守こそが恒久平和を実現し得るとの認識のもと、「世界人権宣言」が採択されました。

この宣言に法的拘束力をもたせた「国際人権規約」が1966年第21回総会において採択されました。

この規約は、『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）』と『市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）』からなっており、この2つの規約は最も基本的な人権保障のための国際的基準として、締結国は現在、日本を含めて170を超えています。

その後、国連では「世界人権宣言」の基本理念に基づき、数々の条約を採択し、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

1965年第20回総会では、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」を採択、1979年第34回総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択、1989年第44回総会では「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択するなど、これまで32の人権に関する条約が採択されました。

このほか、「国際障害者年（1981年）」、「国際高齢者年（1999年）」などの国際年や「国連婦人の10年（1976年～85年）」、「国連障害者の10年（1983年～92年）」などの人権に関する取り組みも展開されてきました。

このような流れの中、1994年の第49回総会において、「人権教育のための国連10年」を宣言する決議と行動計画（1995年～2004年の10年間）が採択されました。

この宣言では、世界のあらゆる国や地域において、人権尊重の精神を自らの権利として身につけ、日常生活の中で活かすことができる「知識と技能の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修・普及及び広報努力」を目標とし、人権に関する教育・啓発活動に積極的に取り組むことが要請されました。

「人権教育のための国連10年」は2004年末で終了しましたが、2004年12月の国連総会で同計画の必要性を重視して「人権教育のための世界プログラム」が採択され、5年ごとに段階を区切り、人権教育に重点をおくことや人権研修の促進に焦点をあてた決議がなされています。

また、2015年国連総会では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発のための目標（SDGs）」が採択され、持続可能な世界を実現させるための17の目標と169のターゲットで構成された2030年までの開発目標が定められました。

この「17の持続可能な開発のための目標と169のターゲット」は「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」としており、平和平等、人権、ジェンダー、女性の視点等が明確に示されています。

このように国連において、人権に関するさまざまな採決や決議をし、各国や地域で日々、人権及び基本的自由の普遍的な尊重と遵守の促進と行動が提起されてきました。

SDGs（17の持続可能な開発目標）



前文

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求 ものである。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエントな道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。

今日我々が発表する 17 の持続可能な開発のための目標 SDGs と、169 のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標 MDGs を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。

これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう 15 年間にわたり、行動を促進するものになるろう。

資料：外務省ホームページ JAPAN SDGs Action Platform

2 日本では

日本においては、国連で採決された人権関係条約のうち、国際人権規約を含め14の条約を締結しています。また、同和問題をはじめ、障がい者、高齢者、子ども、女性などさまざまな人権問題を解決していくため、「同和対策事業特別措置法（1969年）」、「男女雇用機会均等法（1985年）」、「障害者基本法（1993年）」、「高齢社会対策基本法（1995年）」、「児童虐待の防止等に関する法律（2000年）」等それぞれの問題に取り組む法律の整備が進められてきました。

そして、国内での「人権教育のための国連10年」を推進するため、1995年12月に内閣総理大臣を本部長とした人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年7月に「人権教育のための国連10年に関する行動計画」が策定されました。

また、1997年7月に人権擁護推進審議会（法務省所管）の答申を受け、2000年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。その後、総合的かつ計画的な推進を図るため、2002年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」は、2011年4月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

そして、情報社会の急速な発展に伴い、個人の権利・保護を目的に「個人情報保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等関連5法が公布され、2005年4月に施行されました。

その後も「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」などの必要な改正がなされ、一層の法整備が進められてきています。

しかし、現実には児童虐待、いじめ、家庭内暴力、DV等が大きな社会問題として生起しており、すべての人が人権尊重の精神を自らの権利として身につけ、それに対する正しい理解と認識が必要になっています。

このような状況を踏まえ、「人権教育のための国連10年行動計画」を継承するプランとして、2005年に採択された「世界プログラム」を有効に活用していくとともにグローバル化が加速度的に進行する今日、日本においても人権侵害の現実について考え、それらの解決に向けて取り組むには地球規模での発想と連携が不可欠であり、国においても、豊かな人権文化の創造を目指し、人権教育の重要性が認識されてきています。

近年においては人権に関する法の整備の取り組みが更に進み、2013年6月に障がい者差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年4月から施行されました。

また、2016年6月には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を解消するために「本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

加えて、2016年12月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、差別解消に向けた政策における法的基盤の整備が進んできている中で、多様化する人権課題について、新たな取り組みが求められています。

3 大阪府では

大阪府においては、同和地区に居住していること又は居住していたこと等を理由になされる結婚差別や就職差別等の差別事象の根絶とその防止を図るため、1985年3月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が制定されました。

また、国際的な人権尊重の潮流に呼応して、1998年2月に知事を本部長とする「大阪府人権教育のための国連10年推進本部」、同年11月には「大阪府人権教育推進懇話会」をそれぞれ設置、全国に先駆け「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を策定し、府が実施すべき人権教育についての基本方針及び具体的施策の方向を示しました。

1998年11月「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、大阪府の責務を明らかにされるとともに5年毎に府民の人権意識調査を実施しています。（2019年10月の改正では、府民及び事業所の責務が新たに追加されました。）

加えて、2001年3月に、条例の具体化のための「大阪府人権施策推進基本方針」、2005年3月に「大阪府人権教育推進計画」を策定後、2015年10月に、差別解消について府民の理解を深めていただくために、「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定するなど、府民の人権意識高揚と人権教育・啓発の総合

的な推進がなされています。

さらに、2019年10月には、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きる社会の実現を目指す「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が、同年11月には、すべての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生する社会を目指す「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」がそれぞれ制定されました。

4 守口市では

守口市は、1994年3月に「自由と基本的人権を守る都市宣言」を守口市議会において決議し、1998年3月に「守口市同和行政基本方針」、1999年7月に「守口市同和行政推進プラン」を策定し、人権啓発の推進、教育・文化の向上及び社会福祉の充実を図り、同和問題の解決と基本的人権が保障された差別のない社会づくりを実現することを市政の基本目標と定めました。

その間、第49回国連決議を踏まえ、1998年1月に市長を本部長とする「守口市人権教育のための国連10年推進本部」を設置、翌1999年7月には「人権教育のための国連10年守口市行動計画」を策定し、国連行動計画で定義されている「人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」との趣旨を踏まえ、日常生活においてこの精神を尊重し、人権文化の創造をめざすことを定めました。

そして、人権行政を総合的に推進する体制として、2000年1月に「人権啓発課」と「同和対策室」を統合した「人権室」を創設し、市の人権施策を推進してきました。その後、市教育委員会においては、2001年2月に「守口市人権教育基本方針」、同年12月には「守口市人権教育推進プラン」を策定し、基本視点として人権問題を理解する教育、人権が尊重された教育を掲げ、人権教育プログラム・教材を作成し、あらゆる機会における人権教育を具体的に推進してきました。

さらに、人権という普遍的な文化を構築するため、市民主体で市として将来進むべき方向性には地域の協力と市民の参画が不可欠であることから、2004年4月に「守口市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、2007年2月に守口市人権尊重のまちづくり審議会から答申を受け、2008年4月に「守口市人権行政基本方針」を策定しました。

第2章 人権行政の基本的な考え

1 基本理念

地方自治体の責務は、「憲法の理念を地域社会で住民自治という民主主義によって実現していく」ことです。

そして、すべての国民が個人として尊重され、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されないと規定する『日本国憲法』及びすべての人間は生まれながらにして、自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であると規定する『世界人権宣言』の理念を尊び、『守口市人権尊重のまちづくり条例』に掲げられた一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの実現を基本理念として、人権の確立に資するあらゆる施策を総合的に推進するとともに市民との協働で人権意識の高揚を図っていきます。

2 人権行政の視点・留意点

国の「人権教育・人権啓発に関する基本計画」では、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利である。」と述べられています。

そして、そこに規定されている「暮らし」を実現するためには、地域社会で暮らすすべての人たちの人権が尊重され、ともに生きることができるさまざまな権利（住む家があり、家族や隣人・友人に恵まれ、仕事があり、学校へ行き、教育を受けることができるなど）が保障されることが必要です。

このような権利を確立するために、私たちは地域社会でそれぞれがさまざまな役割を果たさなければなりません。これらの権利が保障されるしくみは、世界中の多くの人たちの長年にわたる努力によって作り上げられてきました。

世界人権宣言（第3回国連総会1948年）に盛り込まれた権利とは、『経済的、社会的、文化的権利』と『市民的、政治的権利』の2種類が定められています。

『経済的、社会的、文化的権利』とは、「労働の権利」、「労働組合の結成・加入の権利」、「生活水準を保持する権利」、「教育を享受する権利」、「文化的な活動に参加する権利」などです。

『市民的、政治的権利』とは、「生命・自由・安全への権利」、「法の下での平等」、「裁判を受ける権利」、「政治的参加への自由」、「婚姻の自由」、「思想・宗

教・表現の自由」、「集会・結社の自由」、「政治に参加する権利」などです。

このことは、日本国憲法第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と規定され、侵すことのできない永久の権利として国民に保障されています。

人権問題が行政の中で意識されるようになったのは、差別をめぐる問題がきっかけであり、1946年の憲法制定時、日本社会の中にはさまざまな差別が存在し、教育権や就労権など個々の具体的な市民的諸権利が侵害されたり、未保障のままで放置されていた女性参政権の法制化などを除き、あまり問題視されていませんでした。

その後、市民に保障されるべきさまざまな権利について、市民生活の多様な領域で不平等と格差が生まれているという問題提起が当事者(差別等を受けてきた人たち)から出されました。これらは、まさに個々の具体的な権利が侵害されるという意味において人権問題です。

また、「同和対策審議会答申(1965年)」においても、明確に差別の定義付けがなされています。部落差別とは「近代社会の原理である市民的権利と自由が侵害されたり、保障されていないこと」です。

市民的権利・自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等が保障される権利、結婚の自由、居住移転の自由等で、これらの市民的権利が侵害されることが差別であり、この定義には同和問題のみならず、すべての差別や人権侵害の本質が含まれています。

したがって、これらの個々の市民的権利と自由を確立するために自治体のシステムが整備されてきた歴史的経緯を深く理解した上で、自治体行政は基本的に人権行政であると認識することが大切です。

そして、すべての施策に人権の視点を据え、総合行政として人権行政を推進できる体制づくりと市民と協働したまちづくりの方向性を見極めていくことが重要であり、その重点目標は次のとおりです。

◎人権施策の基本となる指針等を明確に示し、すべての行政が人権行政であるとの認識と施策全般に人権の視点を据えた総合的行政の推進

◎総合行政として人権施策を推進するため、職員研修を充実することで人権意識の醸成を図り、全庁的な連絡組織(人権ネットワーク)づくり

◎家庭、地域、学校、職場等と行政が協働し、支えあうことができる「まちぐるみの人権ネットワーク」づくり

◎NPOや市民団体等と協働した多角的な人権啓発活動の展開

◎人権が尊重されるまちづくりのための「人権啓発・教育」、人権侵害を許さないまちづくりのための「制度・施策」、人権侵害を受けた人たちへの「相談・支援・救済のシステム」の推進

◎国、大阪府及び守口市人権協会をはじめとする人権関連機関と連携、近隣市町村との情報交換と連絡調整の仕組みづくり

第3章 市民とともに進める人権尊重のまちづくりへ

1 人権教育、啓発の推進

人権という概念は、近代社会の誕生と共に生成・発展してきたものです。

それは、何人も自分自身の意思で自由に生きることができ、支配や抑圧や束縛を受けず、誰からも傷つけられず、差別的な待遇を受けることなく、社会において平等な扱いを受け、個人として尊重され、幸福な生活を実現していくために生み出されてきたものだと言えます。

市民自身が市民的権利・自由、個人の尊厳等人権についての認識を深めていくことすなわち、人権自己認識・人権自己確立こそが人権教育・啓発の目的です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(2000年12月施行)」は、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団体と国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、人権の擁護・確立を推進することを規定しています。

この基本理念を尊重すれば、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、市民自らが「自己実現のための教育」すなわち人が人として生きていくための生涯学習の場が必要であり、そのための行政の役割は大きく、生活環境に応じた人権教育がその必要性に即した形態で提供されなければならないところから、学校教育の現場で実施する児童・生徒に対する人権教育も成長・発達過程にある子どもたちにとって重要であるという認識のもとで

推進していきます。

家庭においては、幼児や子どもの身近にいる家族などが果たす役割は最も重要です。また、地域や職場においても人権尊重の精神を養うためのあらゆる形態の生涯学習をそれぞれの立場で推進していきます。

そして、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させるとともに、家庭、学校、地域、職場等生活するすべての場を通して、国民の理解を深めることを目的とする広報など、人権に関連するすべての啓発活動をいいます。

その精神を普及するためには、市民の理解と協力は欠くことができない条件であり、市は家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において市民とともに人権啓発を推進していきます。

2 システムの構築とネットワークの形成

市役所は市民のために存在する最も身近な行政機関であり、その業務すべてが人権行政でもあるとの認識に立ち、総合的に行政を推進していくために、あらゆる部局がその業務を遂行する上において、人権をキーワードに行政としての責務を果たさなければなりません。そのためには、常に全部局が自らの業務と人権との関係について研鑽を深め、広範多岐にわたる人権問題に対応できる体制づくりに努めます。

守口市には法務大臣委嘱の11人の人権擁護委員が人権擁護委員法の規定により、専門的な見識に立った人権擁護、人権相談等の活動をそれぞれの責務として遂行されており、人権問題解決に関する専門的な組織として守口地区人権擁護委員会としての啓発活動をされています。

守口市人権協会は人権啓発活動を基本に人権問題に関する予防、救済、支援等に資する目的で多数の市民団体で構成された組織であり、その他の各種市民団体とともに日常生活や地域における人権に関する情報提供や啓発活動に重要な組織と位置づけをしています。

今後とも、人権問題解決に資する「相談」「支援」「救済」「自立」の民間の窓口として、市が推進する人権施策と協働する組織として、相互のネットワークを構築していきます。

3 目標の明確化と総合的な施策推進及びその評価

人権行政を推進するためには、その達成すべき目標を明確に定めなければな

りません。目標に向ってあらゆる角度から検証し、その結果をまちづくりに反映する方策を講じ、総合的・計画的に市民との協働で着実にその歩みを進めることが重要です。

このため、すべての人権施策について検証と評価を実施していくことが将来の人権行政を推進するうえにおいて最も重要な手段です。

併せて、市民・議会・市民団体等からの意見等を人権施策に反映していきます。

4 人権問題の調査・現況把握

さまざまな人権問題の実態把握が最も重要なことです。そのためには市政各般にわたる行政資料（データ）を活用し、それを基に必要に応じて調査を実施し、その分析結果で明らかになった課題を施策に反映し、資料等を所管する部局との連携を深めていきます。

さらに潜在化している人権問題についても適宜、的確な把握に努めていきます。

5 市民、地域との協働体制

人権が尊重されるまちづくりには、時代の変化の中で、どのようにして互いの人権を尊重しあい、それぞれの暮らしや生活環境を創造していくかが重要な課題です。人権教育・人権啓発の主体は守口市で生活している市民であり、地域で暮らすすべての人の人権が尊重され、幸せに生活できるようにするためには、自発的なコミュニティづくりの中から生み出される人権意識が最も重要です。

市民と市との関係において、歴史的に行政主導の状況にありましたが、近年、市民意識が高揚し、市民・地域からのさまざまな要望等によって施策が実施されるようになってきました。このような流れの中から市民が自分たちの課題を持ちより、まちづくり・地域づくりの計画や自治体の政策決定の場に参画できるようしくみも整備され、市民と行政の協働という新たな関係が生まれてきました。

地域においても、市民の間でそれぞれの課題を支えあうようなサークルやグループが生まれ、その活動を地域や学校とが連携する取り組みも増えてきました。

市民一人ひとりが地域の人権問題を共有し、行政と共に解決していくために、市民の交流や友好が広域に広がるような活動の場と体制づくりなど地域活動の活性化を推進します。

第4章 取り組むべき主要課題

1 女性の人権

国際的な人権問題の一つとして、性に基づく差別の禁止と女性の地位向上を重要な目標に掲げ、第27回国連総会（1972年）で提唱された「国際婦人年（1975年）」、それに続く「国際婦人の10年（1976年～85年）」を契機にさまざまな取り組みが世界の各地で展開されてきました。

「第34回総会（1979年）において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」が採択されました。1985年には女性差別撤廃に向けての具体的ガイドラインでもある「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、1993年には「ウィーン宣言及び行動計画」、「女性に対する暴力撤廃宣言」などが採択されました。その後も国連などにおいて男女平等施策等の政治的宣言や行動計画が数回にわたり宣言や採択がなされ、1995年に北京で開かれた「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」は現在においても「北京+25」（2020年）として取組状況の検討や評価が行われています。

また、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指すことが掲げられています。

日本においても、1985年に「女子差別撤廃条約」を批准し、同年には「国籍法・戸籍法」等の法制度の改正を行い、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）」を、1999年には「男女共同参画社会基本法」を制定し、基本理念や国・地方自治体・国民の責務を明らかにしました。

翌年には「第一次男女共同参画基本計画」が策定されました。その後も「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の施行、「男女雇用機会均等法」・「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正など法律の整備も進められ、201

5年8月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

大阪府においても、1981年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定し、2001年には「おおさか男女共同参画プラン」を定め、翌2002年に「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、2016年3月に「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」を策定し、「あらゆる分野における女性の活躍」「健やかに安心して暮らせる社会づくり」「全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の三つの基本方針を掲げ、誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会づくりへ施策の推進が図られています。

守口市においては、こうした内外の動向を注視しつつ、女性の地位向上と女性の人権に関する施策を推進するため、1988年に「婦人文化室」を設置し、1992年に「女性施策推進課」として組織体制の充実を行い、2000年には「人権室」が総合的な人権課題として男女共同参画社会づくりを目指し、男女共同参画施策を推進してきました。

1990年に女性問題についての市民意識調査を実施、1991年に守口市女性問題懇話会提言を得て、1993年に「女性施策推進計画」を策定し、市民の意識づくりに取り組んできました。

加えて、2006年6月に「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、2009年4月に「守口市男女共同参画推進条例」を施行しました。

また、2011年には「改訂守口市男女共同参画推進計画」を策定し、2016年には守口市男女共同参画審議会の答申を踏まえ、「DV防止法」に基づく「守口市DV対策基本計画」及び、「女性活躍推進法」に基づく「守口市の推進計画」を包含した「第3次守口市男女共同参画推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現、市政における審議会等への積極的な女性の登用とともに女性のエンパワーメントの推進という基本的な視点に立ち、性別に関わりなく対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画の実現に向け市民、事業者、NPO等や学校と連携した施策を推進していきます。

2 子どもの人権

社会を構成する一員として、子どもの人権をどのように確立していくかという問題について、これまでさまざまな取り組みがなされてきました。

国際的には、当時の国際機関であった国際連盟（1924年総会）において、「子どもは特別の保護を受け、また、健全かつ正常な方法及び自由と尊厳の状態のもとで、身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えなければならない。」を明記した「子どもの権利に関する宣言」を採択しました。

第44回総会（1989年）で、子どもは保護の対象ではなく、個人として自立した「権利の主体」であることを明確に規定し、子ども自身が保持する具体的な権利の内容が示された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択し、日本も1994年に批准しました。このような情勢の中から、子どもの権利保障が社会の責任であることを明記した「児童憲章」が草案されました。

これらを尊び、一人ひとりの子どもが人間として生きることを尊重され、成長と可能性を開花させることは当事者であるすべての子どもがもつ権利であり、それを育む教育環境と生活環境の確立は私たちの責務です。

最近の社会情勢は、子ども達を取り巻く生活環境も変化しており、子ども達をめぐる問題（貧困、いじめ、不登校、虐待、SNSによる誹謗中傷等）を的確に把握し、解決していくためには、子ども自身が権利主体としての自覚を深めるため、自他共に尊重する権利意識を育み、子どもに内在する問題解決など多様な力を引き出すための実践的な人権教育が必要です。

また、社会問題化した貧困問題に対しては、2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しています。その上で、子どもの貧困を防止するために取り組まれている「子ども食堂」「学習支援」「子どもの居場所づくり」などの民間を中心とした社会活動は大変重要です。

したがって、これらの推進には、教育力の活性化、学校・家庭相互の連携、地域社会で子どもを育み、子育て支援のネットワークづくり等を強めていかなければならないと考えます。

守口市では、「守口市人権教育研究協議会」などが中心となり、学校教育の場で人権教育の取り組みが行われており、その一環として教職員への人権研修をはじめ、いじめや不登校の当事者を受け入れる組織の充実や子どもの人権に

係わる課題を解消する環境の整備を進めています。

また、依然として重篤な児童虐待事件が跡をたたない中、この間国においても「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化をすすめるために、2000年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が改正されてきました。

今後は、互いの人格を尊重しあった友人関係を構築していく取り組みなど、学校と家庭及び地域との連携を図ることを地域全体の課題として共有していかなければなりません。

「子どもの人権」を重要な人権課題であると認識し、市民の人権意識の向上を目指す施策を推進するとともに、男女がともに子育てや家事を共有することに対する理解の促進とその支援、安心・安全な暮らしができる環境づくりを家庭、学校、地域、職場、市民団体等と行政が連携を深め、子どもたちの人権と健やかな育ちが保障されるまちづくりを進めていきます。

3 高齢者の人権

日本では、20世紀後半以来、少子高齢化が急速に進行し、世界でも有数の長寿国となり、団塊の世代が75歳となる2025年には、65歳以上の高齢者人口は3,657万人、高齢化率が30.3%となることが予測されています。

このような中、高齢者の介護を社会全体で支えることを目指し、2000年4月から介護保険制度が導入されました。

また、民法改正による成年後見制度の実施や高齢者虐待防止に向けた法律の施行など、支援が必要な高齢者に関する法的基盤の整備がなされています。

年齢とともに減退する身体機能にはそれぞれ個人差はありますが、社会で活躍をしている多くの人たちがいる一方、加齢を理由に社会参加の場を拒まれたり、奪われたりする人たちがいることも現実です。

また、ひとり暮らしの高齢者を狙った犯罪が多発し、高齢者が日常生活の中で特殊詐欺などにより財産や金銭を奪われたり、虐待などによって生命の危機にも瀕する状態に追い込まれるケースが近年増加し、高齢者の人権が侵害されている現実があります。

大阪府においては、2004年度から「大阪府高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ推進会議」を機軸に関係機関、団体等との連携で推進体制を構築し、市町村・地域包括センター職員等を対象とした高齢者虐待対応研修や専門窓口の設置、

弁護士等からなる専門職チームの派遣等の市町村支援及び虐待防止のシンポジウムの開催や啓発活動を通し、高齢者の人権擁護が推進されています。

守口市では、「健康で心ふれあう生きがいのあるまち（健康福祉都市）」をめざし、すべての高齢者が自立し、健康で安心して生活を送り、住み慣れた地域でいきいきと社会参加できる地域社会の実現を基本理念とした「守口市老人保健福祉計画（2006年3月）」を策定、その基本視点として「人権の尊重」を据え、高齢者の尊厳が保障される地域社会、すなわち、市民相互の出会い、支え合い、充足できるまちづくりを掲げました。

特に援助が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者に対する支援のためには、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、各町会組織等と行政とが連携を図ることが大切です。また、在宅で元気な高齢者やボランティアの参加などによる地域住民相互の支え合いを進めるために、高齢者の立場に立った地域づくりに対するきめ細やかな施策と多様な支援体制を推進してきました。

その後、この「守口市老人保健福祉計画」は、3年ごとに策定された後、2018年3月に「もりぐち高齢者プラン2018」を策定し、「地域で支えあいながら、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をめざし、施策の推進を図っていきます。

4 障がい者の人権

1981年の国際障害者年を契機に、障がい者の人権を尊重する課題解決として、社会的環境の改善が不可欠であるとの立場が示され、障がい者が障がいを有しない市民と同様に地域において生活し、平等な権利と機会を保障することを求める「ノーマライゼーション」の理念が知られるようになりました。

2000年代に入り、障害のある人が権利の制限や不利益に直面するのは、本人の心身の欠損のためではなく社会的障壁に原因があるという「社会モデル」の考え方が、国際基準となりました。2006年11月に国連総会において採択された「障害者権利条約」はその基準のもとに新たに平等な権利実現するための課題を明らかにし、2011年に日本も批准しています。

こうした国際的な流れを受けて、1993年に施行された障害者基本法は、2011年に改正され、障害の定義に「社会的障壁」が含まれるようになり、障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供が差別として

規定されました。

また、2012年10月には、障がい者虐待等を禁止し、障がい者の権利利益の擁護を目的とし「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2013年6月障がい者差別を解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年4月に施行されました。

守口市では、2000年3月に守口市障害者計画を策定、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を理念とし、障がいのある人の主体性・自立性の確立を基本目標として、障がいのある人に対応した建築物、交通機関等の整備・改善を促進するとともに段差の解消など移動基盤の確保や移動介護に関する制約など、生活基盤としての居住環境の整備や法制度の充実など福祉のまちづくりを進め、2007年3月には10年間を計画期間とした「第2次守口市障害者計画」策定し、2017年3月には法改正や障がいのある人の新たなニーズに対応し、障がい福祉施策全般のさらなる充実を図るため「第3次守口市障がい者計画」を策定しました。

また、幼年期から共に学び、共に育つ教育に努め、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めていくことができるインクルーシブな教育を学校で取り組んでいきます。障がい者本人の自己決定が実現できるように地域社会全体で支えていく環境づくりが大切です。

そして、すべての障がい者が地域社会に参加できるようなまちづくりを推進していきます。

5 同和問題（部落問題）

日本固有の人権問題として同和問題が現存していますが、これは人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる重要な人権問題です。

同和問題は、前近代社会における身分階層構造に基づく差別により、一部の人たちが生きる権利を奪われ、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由が完全な状況ではなく、侵害されたり、未保障になっているという問題です。明治4年（1871年）に賤民制度を廃止する太政官布告（いわゆる「解放令」）が示されましたが、貧困や翌年の「壬申戸籍」の編成などもあり、差別が再編成されました。

その後、実施されてきた施策等も根本的な解決に結びつかなかったことから、被差別部落の人々は水平社を創立し、自らの活動で「すべての人間が尊重される社会」をめざした解放運動が展開されてきました。

第2次世界大戦後、日本国憲法において「基本的人権の尊重」「法の下での平等」が明記されたものの、同和問題に対する積極的な政策が行われず、問題解決が先送りとなっていました。

その後、国においても現状に鑑み、同和対策審議会を設置し、1965年に同審議会答申が出され、同和問題が国内での重大かつ深刻な人権問題であることと、その解決は国民的課題であり国（行政）の責務であることが明記されました。

同答申に基づき1969年（～81年）に同和対策事業特別措置法が制定され、以降33年間「地域改善対策特別措置法（1982～86年）」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（1987～02年3月末まで）」特別各法により、国及び地方公共団体による同和施策が展開されてきました。これら特別法施行により、多くの生活環境が改善されたもののいまだ解決に至らない事象も存在しています。

同和問題に対する正しい認識と理解を普及するため、啓発・教育の取り組みも積極的に行われてきましたが、2000年度に大阪府が実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」の結果においても、差別意識の解消が進んでいない実態や、教育、就労、福祉の分野においても数多くの課題がみられ、依然として同和問題が解決に至っておらず、2010年度の大阪府民意識調査でも、結婚問題や土地に対する差別意識が根強く現存している結果が明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、同和問題の早期解決をめざして、守口市においても同和問題を重要課題と位置づけ、1998年3月に守口市同和行政基本方針を、翌年1999年7月に同推進プランを策定し、施策を推進してきました。

同和問題を人権問題という本質から捉え、総合的な施策として取り組むという視点に立って、広範かつ積極的に人権意識の高揚を図る目的から、市民に対する同和問題についての正しい理解と認識を深めるための施策及び教育を進めるとともに、人権侵害による被害者救済については、市民相談の体制づくりの充実や大阪府・府内市町村や人権関連機関などと連携し、市民の人権擁護に取り組んできました。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」終了後も日本において同和問題が全面的に解決していない現状から、2004年4月に「守口市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、守口市が果たすべき責務及び市民の役割を明確にしました。また、2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」に基づいた実態調査では、交際、結婚にまつわる差別意識の存在やインターネット上での差別的な書き込みが指摘されています。守口市においても同法の趣旨を踏まえ、差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

6 在日外国人問題

2020年の総務省の在留外国人統計表によると、日本には約287万人の外国人が在住しています。

これは日本の総人口の約2.3%に当たります。その内在日韓国・朝鮮人は約45万人、在住外国人全体の約16%を占めています。

そのうち、戦前の日本の植民地支配の歴史を通して、日本に住むこととなった人たち、また日本で生まれた子孫は7割を占め、日本国籍を取得した人たちを含めると100万人在住しているといわれています。

1952年4月のサンフランシスコ講和条約において、日本国民として扱われてきた人たちから日本国籍を剥奪し、日本人と同じ権益を受けることができなくなったことに端を発した在日外国人問題は、今日まで続いています。

日本は、1979年に国際人権規約を、1996年にはあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約を批准し、国際的な人権保障の原則である内外人平等の実現が強く求められています。

一方、1990年代以降、日本における労働力問題への対応として、研修ないし就労を目的として入国する外国人が増加の一途を辿っています。しかし、日本語教育をはじめ日本で生活していく上で十分な保障のないまま、労働力の調整弁とされていたり、その子どもたちの教育問題が浮上しています。在日外国人に対することばや制度の壁、さまざまな違いへの偏見といった心の壁が、差別を生み、具体的な就労や入居差別、結婚差別などの事例が現実には生起しています。

大阪府では、2019年に「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」を制定され、ヘイトスピーチを解消し、すべての人がお互いに人権や民族の違いを尊重

し合いながら共生する社会を築くことを目指し、取り組んでいます。

守口市には、2020年9月1日現在、2,701人の外国人が在住しており、その割合は、人口に比して約1.9%で在住外国人と共に暮らしていけるまちづくりが課題となってきました。

しかしながら、今なお、在日韓国・朝鮮人など在住外国人に対する嫌がらせやインターネットでの書き込み等の差別事象が見られることから、外国人に対する正しい理解と認識を醸成するため、さまざまな交流事業や日本語教室等の国際理解教育を実施し、人権問題を重要課題の一つと掲げ、市民啓発と人権教育に努めています。今後も、互いの人権を尊重して、共に生きることができるまちづくりを目指すとともに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動いわゆるヘイトスピーチを解消するため2016年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の趣旨も踏まえ、積極的に施策を推進していきます。

7 性的少数者の人権

2012年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」には、性的マイノリティの自殺念慮の高さが指摘されており、その原因として、無理解や偏見等の社会的要因であることが指摘されています。2017年に定められた同大綱では、自殺総合対策における当面の重点施策の中に「性的マイノリティへの支援の充実」という項目が立てられ、法務省・文部科学省・厚生労働省が果たすべき役割が明記されました。

2017年1月には、「男女雇用機会均等法」の改正により「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が見直され、性的少数者に配慮する規定が追加されました。

大阪府においても、2019年10月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、すべての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の実現を目指し取り組んでいます。

また、2020年1月には性的マイノリティ当事者を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始し、これまで入居資格条件を満たさなかった性的少数者のカップルも府営住宅の入居申込みができるようになりました。

守口市では、性的少数者に対する正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、

すべての人が生きづらさを感じることなく自分らしく生きることができる地域社会の実現へむけて、さまざまな施策に取り組みます。

8 さまざまな人権問題

すでに記述した個別の課題以外にも様々な人権問題が多岐にわたって生じてきています。アイヌの人たち、HIV感染症陽性者や関係者への差別、新型コロナウイルス感染症陽性者や関係者への差別、ハンセン病回復者やその家族の人権問題、犯罪に関する被疑者とその家族の人権問題、刑を終えて出所した人とその家族の人権問題、さらにホームレスに対する嫌がらせや暴力事象などの人権問題への対応や、犯罪被害者やその家族の人権問題、北朝鮮による拉致問題等の問題への対応などを行い、人としての尊厳が損なわれ、さまざまな不利益を受けることがない社会のしくみづくりが必要です。

また、個人情報の保護、携帯電話やスマートフォンの急速な普及により、インターネットを利用した差別事象や誹謗中傷による人権侵害に対する法整備と、これに基づく的確な対応が今後行政として不可欠です。

そして、あらゆる人権侵害に関して、被害等を受けた人たちをどのような形で救済するのか、その手段を整備していくことが自治体にとっても大きな課題であるといえます。

このためには、国等と連携を図っての日常生活や地域における事実 に即した実態把握が必要です。

現在、守口市ではさまざまな人権問題に対応できる相談窓口として、人権相談、女性の悩み相談を常設するとともに、法律相談をはじめ、心配ごと相談、行政相談など市民にかかわる生活相談を実施、複合する課題に対しても連携をとり、速やかな解決を目指しています。

今後は、これらの相談窓口が、基本的人権の享有を共通の認識として、相談業務の支援、相談事例の共有化及び分析、あらたな支援体制づくり、スタッフの研修の充実及び相談事業の周知等、積極的な施策を推進していきます。

第5章 庁内の推進体制

1 総合調整機能の充実

人権行政とは、市民と行政が手をたずさえて、憲法の理念を市民生活の様々な場で実現していくという地方自治とその趣旨を一にしています。すべての市

民の諸権利は、あらゆる生活場面と関連することから、行政全般に関わりがあります。

多岐にわたる人権の諸課題を解決するためには、各分野で横断的に関わり合わなければならないことも多く、個別的な対応では不十分になる場合も考えられ、すべての分野で人権行政を推進していくためにはあらゆる行政領域（部局等）の連携と、総合的で実効性のある人権施策が実施できる全庁的な調整機能の充実が不可欠です。

こうしたことから、主軸的組織である人権室の調整機能を強化し、まちづくり施策の総合調整を担う部局との一層の連携を図り、効果的な人権行政を推進していきます。

2 組織体制の構築

市行政は総合行政であり、市民の権利の尊重をめざした人権の視点を備えた行政を進めることを基本として、具体的な差別や人権侵害・人権未保障の問題を解決していくための人権施策に取り組まなければなりません。

多様化・複雑化した現代社会において、人権行政を推進していくためには、各人権課題に関わるすべての部署を横断した推進体制を構築しなければなりません。また、人権が尊重されるまちづくりの実現には、トップをはじめ全職員が主体的に取り組むべき重要課題であるという共通認識を深め、内外に明確に示すことが肝要であるため、守口市人権啓発推進委員会を設置し、全庁的な人権意識を高め、啓発事業の連絡及び調整に関することなどを総合的に推進することを目指します。

3 職員の人権意識の向上

市職員は、職務上市民の人権に深く関与することが多いため、すべての職員の人権意識の向上が重要で人権行政や人権施策は人権所管部署だけの行政ではなく、すべての部署で取り組まなければならない課題であるという意識を全職員が培わなければなりません。

人権意識向上のための研修を全職員を対象とした体系的な計画を立ててたゆみなく実施するとともに、職場毎に指導者養成のための研修も推進していきます。

職場単位、階層別、職種別、指導者養成等の研修計画を毎年次策定し、職員

の人権認識の深化と高まりを図ることによって人権行政を積極的に推進していきます。

守口市人権尊重のまちづくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であると規定する世界人権宣言と国民はすべての基本的人権を享有し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されないと規定する日本国憲法の理念を尊ぶことで、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市及び市民の役割を明らかにするとともに、市民の人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を推進することにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を図ることを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、施策を実施するときには人権尊重の理念に基づき積極的かつ効果的に推進し、一人ひとりの人権が守られるまちづくりに努めなければならない。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らも人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第 4 条 市は、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、国、大阪府、市町村、関係機関等との連携を図り、人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（審議会）

第 5 条 市に守口市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、人権尊重のまちづくりに関する必要事項を調査審議し、意見を述べる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 市民

（2） 人権に関して識見を有する者

（3） 市議会議員

（4） その他市長が適当と認めた者

5 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

守口市人権尊重のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市人権尊重のまちづくり条例（平成16年守口市条例第3号。以下「条例」という。）第5条第6項の規定に基づき、守口市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、人権主管課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

守口市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

(敬略称、五十音順)

	氏名	役職名等
見識を有する者	石井 淳子	守口市企業人権推進連絡会
	◎ 榎井 縁	学識（大学関係）
	笠藤 歩	弁護士
	加藤 昌代	守口市民生委員児童委員協議会
	木村 孝司	人権擁護委員
	木村 剛久	守口市青少年育成指導員連絡協議会
	砂原 嘉夫	守口市身体障害者福祉会
	高橋 義信	守口地区保護司会
	田口 淑子	人権擁護委員（大阪府擁護委員連合会子どもの人権専門委員）
	水野 奈津美	守口市地域包括支援センター
	○ 宮前 千雅子	学識（大学関係）
市議会議員	甲斐 礼子	
	立住 雅彦	
市民	家原 まゆみ	
	中道 久美子	

◎会長 ○副会長

守口市人権行政基本方針
(改訂版)

発行年月 令和3（2021）年2月
発 行 守口市
編 集 守口市 市民生活部 人権室
 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2-5-5
 TEL 06-6992-1512 FAX 06-6998-3603